

本人(15歳未満・成年被後見人)と復代理人が来庁する場合

本人が15歳未満・成年被後見人のいずれかの場合は、法定代理人(親権者・成年後見人)の同行が必要ですが、法定代理人が同行できない場合には、復代理人を選任し、その権限を委任することができます。

※保佐人・補助人は復代理人を選任することはできません。

必要なもの

(1) 交付通知書(はがき)

「日付」「本人の住所・氏名」「暗証番号」を法定代理人が全て記入してください。

(2) 通知カード又は個人番号通知書(お持ちの方)

通知カードは回収します。紛失した場合は、当日お申し出ください。

(3) 住民基本台帳カード(お持ちの方)

回収します。紛失した場合は、当日お申し出ください。

(4) マイナンバーカード(お持ちの方)

回収します。

※紛失や持参忘れの場合は、再交付手数料が有料となります。

(手数料:カード及び電子証明書 1000円、カードのみ 800円)

(5) 申請者の本人確認書類

「A1点」又は「B2点」

※マイナンバーカード更新の方は、旧マイナンバーカードを本人確認書類「A1点」として取り扱います。

(6) 復代理人の本人確認書類

「A1点」又は「B2点」

(7) 代理権を証明する書類

15歳未満の場合・・・戸籍全部事項証明書

成年被後見人の場合・・・登記事項証明書

(8) 委任状

※「委任状(記入例)」を参考にご記入ください。